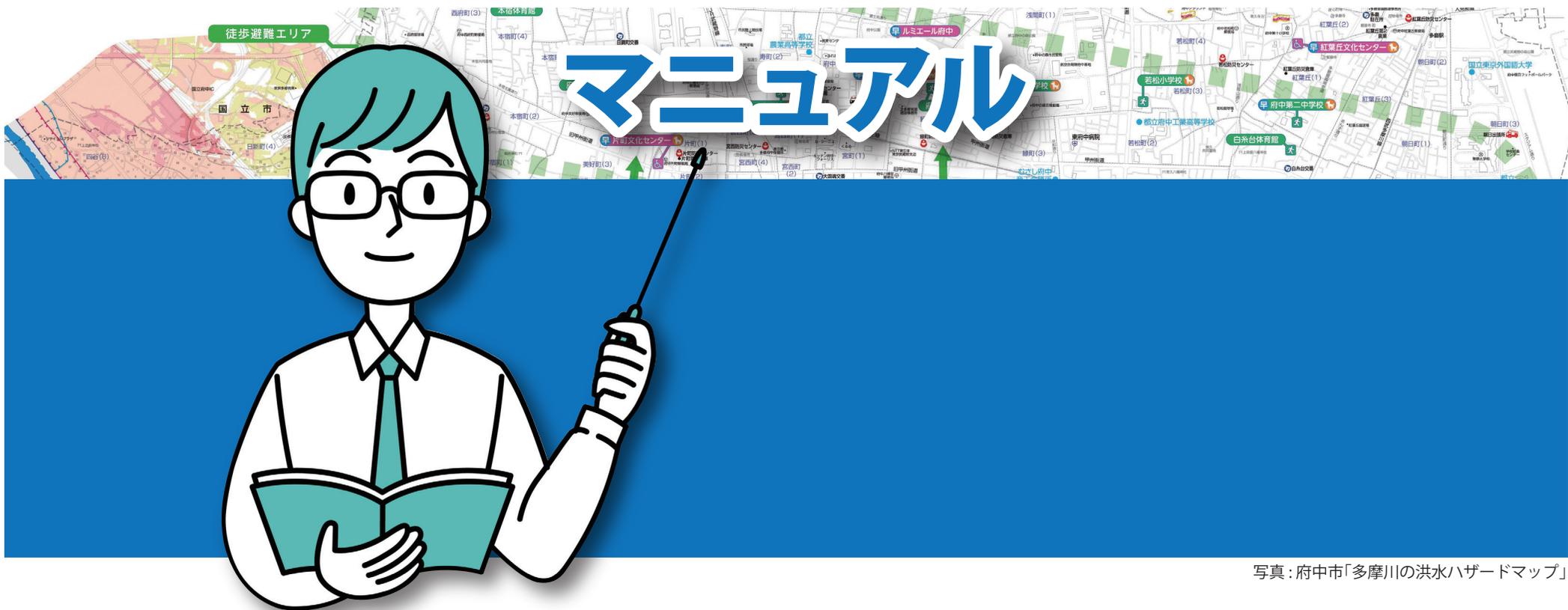


# 地域の公文書を活用した 中学校社会科公民教材キット



写真：府中市「多摩川の洪水ハザードマップ」

# 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」

■ 目次	1 第1章	教材キットの作成にあたって	3
	2 第2章	教材キットの特長	5
	3 第3章	教材キットの使い方	9
	4 第4章	教材キットに関する留意事項	19

※ 授業への活用方法を知りたい方は9～18ページ「第3章 教材キットの使い方」をお読みください。  
※ ご使用前に19ページ「第4章 教材キットに関する留意事項」を必ずお読みください。

## ■ 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」の概要

本教材キットには、以下の資料が含まれます。

- ① 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」マニュアル
- ② 授業指導案(付属Word)
- ③ 授業PowerPoint案(付属PowerPoint)
- ④ 授業ワークシート案(付属Word)
- ⑤ 教員・地方公共団体職員向け補助資料(付属PDF)

## ■ 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」の特長

1. 多くの市区町村で共通利用可能な汎用性が高い教材
2. すぐに授業に活用できる指導案・PowerPoint案・ワークシート案を添付
3. 学習指導要領に則り、多面的・多角的な視座に配慮した教材
4. 調べ学習への発展を想定した「教員・地方公共団体職員向け補助資料」を添付

# 1

## 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」

### 教材キットの作成にあたって

#### ■ 身近な公文書の魅力

公文書というと、つい身構えてしまう方も多いかも知れません。公文書は、国や地方公共団体といった行政機関が政策を立案し、実施する過程で作成する資料や議事録など、国や地域を支える知的資源であるとともに、行政機関の活動を現在及び将来の国民に示す説明責任の根拠ともなる、と言われていています。このように聞くとますます縁遠いものを感じてしまいがちですが、実は身近なところに公文書は存在しています。

例えば、引っ越しに伴い住民票の異動手続きのために役所に提出した書類や、各地方公共団体から送付される新型コロナウイルス感染症の接種券も、公文書になります。われわれの生活は公文書に囲まれていると言っても過言ではありません。

とりわけ地方公共団体が保管する地域の公文書には、地域の政治や経済、歴史や文化、環境などが克明に記録されています。地域の公文書は、そこに住む人々が地域の政策を知る情報源となるだけでなく、地域や家族の歴史(ファミリーヒストリー)を調べる際や、その地にこれから住もうと自宅購入を検討する人が過去の土地利用の変遷を確認する際など、人々にとって公文書は魅力的な情報源であり、様々な活用の道があります。

しかし、そうした公文書や、その保存と活用を担う公文書館を利用したことのある方は、あまり多くはないのではないでしょうか。

#### ■ 公文書と公文書館の利用をめぐる状況

日本では、公文書管理をめぐるたび重なる不祥事の発生を受け、2011年に「公文書等の管理に関する法律」(以下「公文書管理法」)が施行され、公文書の保存と利用の在り方が大きく変わりました。この法律の誕生に伴い、地方公共団体において公文書管理条例の制定や、公文書の保存と活用を担う公文書館の設置の検討が進んでいます。しかし、地方公共団体の財政が逼迫するなか、そもそも利用者の少ない公文書の利用環境を整え、公文書館の設置につなげることは極めて困難と言わざるを得ず、条例や公文書館の整備は進んでいないのが現状です。

また公文書館が設置された後も、利用者数の増加や利用者層の拡大をいかに図るか、という問いは、公文書館の存在意義を問う大きな課題として残っています。とくに近年、地域の公文書館には図書館や博物館と同様に、利用者数をはじめとする活動実績が問われ、それらは行政評価や予算要求に直結しています。そうしたなか、地域の公文書館では、利用者数の増加に向け、企画展の開催や古文書解説講座の開講などを試みっていますが、市民が自主的に閲覧室を訪れ、調査を行うという意味での「公文書を活用する文化」が広く浸透するまでにはなかなか至っていないようです。

この利用の拡大という課題は、公文書館に共通する重要な問題として認識されています。公文書管理法においても利用促進(第23条)が謳われ、2016年の全国公文書館長会議においても『「公文書館の利用普及」に取り組む基本的考え方』が示されています。この「基本的考え方」のなかでは、公文書館には「現在あるいは将来の主権者となる基礎を学ぶ場」としての役割が求められており、「公文書館の社会的認知度」を高めていくうえで、「より住民に近い立場の地域の公文書館」の活用や、「児童・生徒・学生にも公文書館が認知」・「利活用」されるよう「公文書を使った学習を積極的に支援する取組」の必要性が示されています。

つまり、いま公文書を社会、とりわけ学校教育に活用することが目指されています。

#### 教材キットに含まれるPowerPoint案

##### 「赤字」バスに補助金は必要ですか？



～コミュニティバスへの補助金の支出を検討しよう～

##### コミュニティバスに乗ったことはありますか？

■地域の交通を支えるコミュニティバス

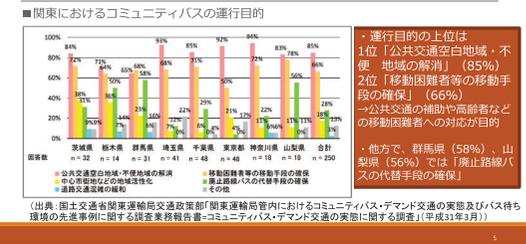
交通空白地域、不便地域の解消を図るため、市区町村自らバス事業者として、またはバス事業者に委託して運行するバス。

【参考】近年増加しているデマンド交通

- ・デマンド交通：路線やダイヤをあらかじめ決めないなど、利用者のニーズに応じて柔軟に運行するバス又は集合タクシー

（出典：国土交通省関東運輸局「関東運輸局管内におけるコミュニティバス・デマンド交通の実態に関する調査（平成31年3月）」）

##### 自治体におけるコミュニティバスを巡る状況(2) ～コミュニティバスの運行目的は何だろうか～



# 1 教材キットの作成にあたって 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」

## ■ 教育現場における公文書の活用

幸い教育現場においても、学習指導要領の改訂に伴い、「地域の人的・物的資源」の活用を目指す「社会に開かれた教育課程」の構築が謳われ、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の実現に向けた授業改善が推進されています。とくにアクティブ・ラーニングでは、各教科の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、情報を精査し、課題解決の施策を考えることで、深い学びが目指されています。

地域の公文書は、地域の抱える社会的課題とその検討を重ねた情報資源の蓄積であり、生徒が社会的な事象の見方・考え方を養ううえで格好の教材となり得ます。とくに地域の公文書に記された地域の諸課題は、生徒にとって最も身近な社会的な課題であり、調べ学習など「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の教材としての活用価値が高いと言えるのではないのでしょうか。加えて、公職選挙法等の改正により、2016年より選挙権が18歳以上に引き下げられ、主権者としての教育の重要性は高まっています。公文書を通して地域の諸課題を知り、その問題解決に取り組むことは主権者教育にもつながります。

また、教育現場において、公民教育と公文書活用の親和性の高さが理解され、教員にとって公文書を授業に活用するハードルが下がることで、教員を通じて、児童・生徒・学生ら若い世代に公文書の利用法が認知され、将来的な公文書と公文書館の利用者層の拡大につながることも期待されます。

まさに、いま地域の公文書の利用促進は、教育現場・公文書館双方から期待されていると言えます。とくに公文書管理をめぐる諸問題の発生により、公文書の重要性が徐々に社会に認識されつつある今日、公民教育という観点から「公文書を利用する文化」を育むことには大きな社会的意義があるのではないのでしょうか。

## ■ 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」の作成

～「公文書を活用する文化」の醸成を目指して～

この度、日本科学協会「笹川科学研究助成」より研究助成を受け、教育現場において公文書の活用を検討する教員と、情報公開や公文書館担当として公文書の活用促進を目指す職員の双方の架け橋となる「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」を作成いたしました。まだまだ試案の段階ではございますが、本教材キットが教育現場における「公文書を活用する文化」の醸成、そして地域の文書館の利用者層の拡大につながれば幸いです。

2023年2月 倉方慶明

〇〇市におけるコミュニティバスの現状を知ろう！

- コミュニティバスの目的は何だろうか？
- 【資料を読もう！】
  - (三鷹市のコミュニティバスの特徴)
  - ・路線バスのバス停まで、300m以上離れている地域や、路線バスの運行本数が地域の交通空白・不便性に対応 (右地図の赤枠・青枠の箇所)
- とくに①鉄道駅周辺で人口密度が高いにもかかわらず道路状況等からバス交通が不便になっている地域・鉄道駅から離れた、人口密度が低く路線網が限定的である地域

参考：三鷹市「三鷹市コミュニティバス特約的あり方方針」(令和1年6月)

図：鉄道駅が離れた地域の路線バス交通の現状 (コミュニティバスを赤く)

〇〇市におけるコミュニティバスの課題を解決しよう！  
～【発表・まとめ】(1)～

(1)事例：「赤字」路線の一つ三鷹台・飛行場ルートを利用状況を検討しよう！

- ①利用者の特徴
  - 【回答例】・朝の便は学生・一般利用が多い。
  - ・昼間の便は高齢者の利用が比較的多い。
  - ・少数であるが10時～13時頃に未就学児の利用がある。
- ②想定される利用目的
  - 【回答例】・通学・通勤利用(三鷹中等教育学校・杏林大学病院への通学・通勤)
  - ・市役所での手続き
  - ・元気前道プラザでの運動や杏林大学病院への通院
- ③路線を廃止した場合の地域への影響
  - 【回答例】・高齢者の移動が困難となる。
  - ・通院を必要とする方への負担が増える。
- ④改善策
  - 【回答例】・ルートの中点にある市役所や大学病院をまたいで三鷹台駅⇄大沢地区間利用はほとんど見られないため、ルートを2つに分け、運行距離を短くすべき。



## コラム：公文書とは？

公文書とは、行政機関の職員が職務上作成、または取得した文書であって、職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有している文書を指します。行政文書は紙媒体・電子媒体のいずれかを問いません。地方公共団体における事業の立案や実施のために作成される会議資料や議事録だけでなく、身近なところでは、市民が地方公共団体に提出する各種手続きの届出や、市民が取得した住民票、地方公共団体のウェブページに掲載された計画や報告書なども公文書に含まれます。本教材キットにおいては、教材を活用する地方公共団体(市区町村)の公文書を「地域の公文書」と呼びます。



## 教材キットの特長

### ■ 本教材キットの目的

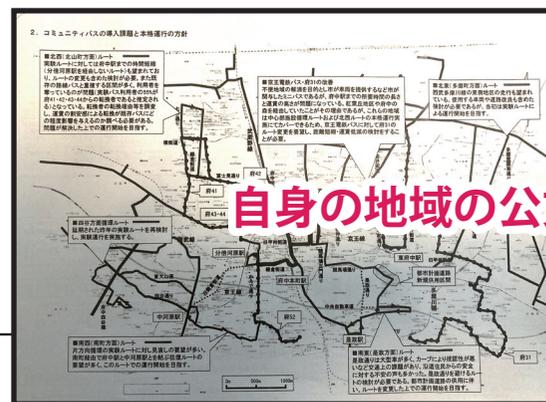
本教材キットは、中学校社会科公民の教育現場において地域の「公文書を活用する文化」を育むことを目的に作成しました。本教材キットが、地域の公文書の活用を検討する教員と、地方公共団体の情報公開窓口や公文書館において公文書の利用促進を目指す職員の懸け橋となれば幸いです。

### ■ 本教材キットの特長

#### 1. 多くの市区町村で共通利用可能な汎用性が高い教材

本教材キットは、多くの市区町村に共通利用可能な汎用性の高い教材となることを目指しています。そのため、あえて各地域の特色あふれる事象に焦点を当てず、多くの市区町村に共通する社会的課題、例えば防災や交通問題、ごみ問題などを授業テーマとして取り上げています。教材キットに掲載されている公文書の一部を、自身の地域の公文書に差し替えることで、すぐに自身の市区町村を題材とした教材が作成可能です。

なお授業テーマによっては、自身の市区町村の事例とは異なり、差し替えが難しい場合もあるかと思いますが、その場合には、既に組み込まれている市区町村の公文書サンプルをそのまま使用し、「〇〇市のごみ問題を解決する授業」として、別の市区町村で実際に起こっている社会問題の解決に取り組む教材として活用いただけます。



自身の地域の公文書に差し替える

### 〇〇市におけるコミュニティバスの現状を知ろう！



#### ■ コミュニティバスの目的は何だろうか？

【資料を読もう！】

(三鷹市のコミュニティバスの特徴)  
 ・路線バスのバス停まで、300m以上離れている地域や、路線バスの運行本数が地域の交通空白・不便性に対応 (右地図の赤枠・青枠の箇所)

とくに

・鉄道駅周辺で人口密度が高いにもかかわらず道路状況等からバス交通が不便になっている地域  
 ・鉄道駅から離れた、人口密度が低くバス路線網が限定的である地域



参考：三鷹市「三鷹市コミュニティバス将来のあり方方針」(令和3年8月)



## 2. すぐに授業に活用できる 指導案・PowerPoint案・ワークシート案 を添付

本教材キットは、地域の公文書をすぐに授業に活用できることを目指すとともに、多忙な教員の教材作成の負担軽減を図るため、1つの授業テーマに関して、指導案・PowerPoint案・ワークシート案をセットで添付しています。これらはWordあるいはPowerPointで作成されており、生徒の学習状況や、各テーマに関する当該市区町村の取り組み状況に応じて、自由に改変して活用いただけます。

### ごみ袋の有料化に あなたは賛成？反対？

～ごみ袋の有料化について討論しよう～

**PowerPoint案**

**指導案**

**ワークシート案**

## コラム：改変にあたって



- 本教材キットで提供する授業案は、50分授業1回で完結することを想定していますが、授業時間数との兼ね合いでその全てを扱うことが難しい場合、その一部だけ、取り上げることも可能です。逆に、ワークシートやグループワークなどで扱う公文書を増やすことで、50分授業2回分の授業として再構成することも可能です。  
(例) 授業サンプル1\_『「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう!』のうち、後半のグループワーク「社会問題としての高齢者など「避難行動要支援者」の逃げ遅れへの対策を考えよう!」のみ活用
- 市区町村の歴史や社会的課題に対するこれまでの取組状況は千差万別です。市区町村によっては、「もっとこの箇所を強調したい」、「この事件を取り上げるべき」といった個別事情があると思います。そうした地域の独自性について追加することも可能です。  
(例) 授業サンプル1\_『「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう!』に、「〇〇市における令和〇年の内水氾濫の被害」を追加

### 3. 学習指導要領に則り、多面的・多角的な視座に配慮した教材

文部科学省「中学校学習指導要領(平成29年告示)」の「公民的分野」では、その「内容の取扱い」に関する配慮として、主として以下の事項が挙げられています。

- ① 「社会的な見方・考え方」を働かせて、社会に見られる課題などを考察し、立場や根拠を明確にした議論など言語活動に関わる学習を重視すること。
- ② 情報の収集・処理や発表などに、学校図書館や地域の公共施設、情報通信ネットワークなどを活用し、生徒が主体的に調べ学習に取り組めるようにすること。情報モラルの指導に留意すること。
- ③ 調査活動や資料から、「社会の情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動」を重視するとともに、「作業的で具体的な体験を伴う学習」の充実を図ること。
- ④ 生徒が社会的事象について多面的・多角的に検討する視座を身に付けられるよう、「多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合」においては、「有益適切な教材」に基づいて指導を行うとともに、「特定の事柄を強調」や「一面的見解」を取り上げることなどが無いよう留意すること。

本教材キットで提示する授業案では、公文書を中心とした資料の読解と、ワークシートによる調査活動、グループワークやディベートなどの議論を中心に構成するとともに、公文書を通じて社会的な課題に対する多様な立場の意見を紹介することで多面的・多角的な教材となるよう配慮しています。また学習指導要領では「政治的中立性」も求められています。本教材キットでは、社会的な課題について多様な議論を紹介することで、生徒が公正に考えることができるよう配慮しています。

### 4. 調べ学習への発展を想定した「教員・地方公共団体職員向け補助資料」を添付

本教材キットでは、キット内の公文書を差し替える際に、調査すべきキーワードをまとめた補助資料を添付しています。補助資料には、授業で用いた公文書の特性や関連する資料の所在について言及しており、授業を基礎として、生徒に対し、公文書や公文書館などを用いたさらなる「調べ学習」の指導ができるよう考慮しています。

補助資料



## 教員の皆様へ

### ～地域の公文書の教材としての魅力～

市区町村の公文書には、生徒にとって最も身近な地域が抱える社会的な課題と、その克服のために検討を重ねた「大人たちによる問題解決の実践」が蓄積されており、社会的な事象の見方・考え方を養ううえで格好の教材となり得ます。公文書を通じて、生徒が身近な社会的な課題を具体的に知り、その問題解決を考えることで、地方自治に参加する意識が醸成されることが期待できます。また授業で取り上げた公文書をきっかけに、公文書館などを活用した調べ学習といった、より発展的な「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)へと展開することも可能です。ぜひ授業への公文書の活用をご検討ください。

## 地方公共団体の情報公開・公文書館担当の職員の皆様へ

### ～教育現場にアプローチするためのツール～

本教材キットは、学習指導要領および教科書に準拠して作成しています。また、教材キットは、多くの市区町村に共通するテーマを対象としており、教材キット内の公文書サンプルを地域の公文書に差し替えることで、各地域版の教材が容易に作成できます。教材キットの改変や応用を通じて各地域の個性あふれる教材が生まれ、地域の中学校の公民教育に公文書館などがアプローチをするきっかけとなれば幸いです。

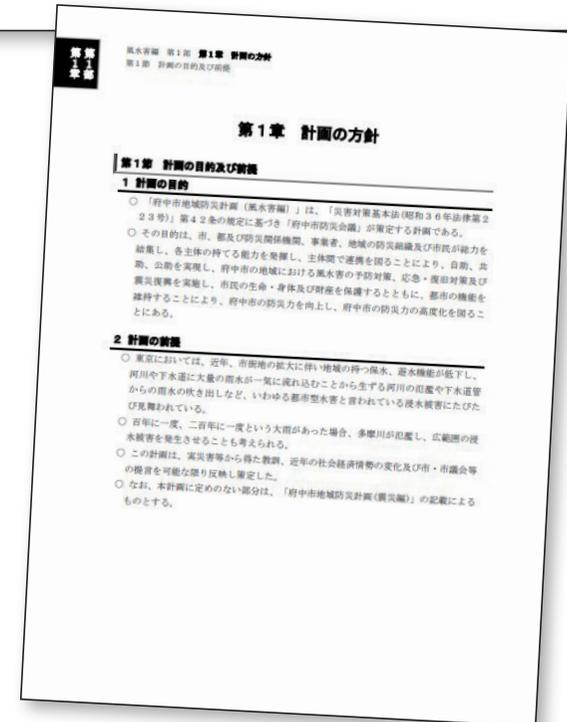
**「三鷹市コミュニティバス将来的なあり方方針(素案)」に対する市民意見(概要)と市の考え方**

**【凡例】**

①方針に盛り込みました……………意見を概ね素案どおりに盛り込むもの  
 ②方針に趣旨を反映させました……………意見の趣旨を方針に反映するもの  
 ③対応は困難です……………趣旨の反映を含め方針に盛り込むことが困難なもの  
 ④事業実施の中で検討します……………事業実施段階で判断するもの  
 ⑤既に方針に盛り込まれています……………既に意見が方針に盛り込まれているもの、既に意見の趣旨が方針に反映されているもの  
 ⑥その他……………その他の意見など

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意訳して掲載しています。

NO	本文 ページ	項目	市民意見 ※	市の考え方
1	P3	3(3)移動形態	「新川・市原地区、東部地区」の移動形態について、「地区内や仙川駅方面が多い」とあるが、同地区はつつじヶ丘駅、千歳高山駅へのアクセスも多いと考えるので、つつじヶ丘駅、千歳高山駅も加えるべきではないか。	②方針に趣旨を反映させました。 新川・中原地区、東部地区からは、仙川駅等の京王線方面への移動がありますので、ご意見の趣旨を反映します。
2	P8	7 コミュニティ交通の基本コンセプト	コミュニティバスにおいて、通勤や通学時間帯の運行本数を増やしてほしい。	⑤既に方針に盛り込まれています。 方針(素案)では、コミュニティ交通の地域ごとの導入方針として、利便性の高い運行回数の設定について、検討することとしています。
3	P8	7 コミュニティ交通の基本コンセプト	井の頭地区は、高齢化していることもあり、デマンド交通を導入してほしい。	④事業実施の中で検討します。 デマンド交通の具体的な運行形態や運行方法については、地域特性や利用者のニーズを踏まえて、導入の有無を含め、検討していきます。
4	P8	7 コミュニティ交通の基本コンセプト	つつじヶ丘駅～杏林大学病院のルートや、吉祥寺駅及び三鷹駅方面まで伸ばしてほしい。JRの駅まで限してほしい。	④事業実施の中で検討します。 コミュニティバスの具体的な運行ルートについては、地域ごとの特性や需要規模、運行収支や路線バスとの役割分担などを考慮しながら、コミュニティ交通の基本コンセプト及び地域ごとの導入方針に沿って、検討していきます。
5	P8	7 コミュニティ交通の基本コンセプト	華礼団地三鷹三丁目駅前元気前道プラザ行きコミュニティバスを運行してほしい。	④事業実施の中で検討します。 コミュニティバスの具体的な運行ルートについては、地域ごとの特性や需要規模、運行収支や路線バスとの役割分担などを考慮しながら、コミュニティ交通の基本コンセプト及び地域ごとの導入方針に沿って、検討していきます。



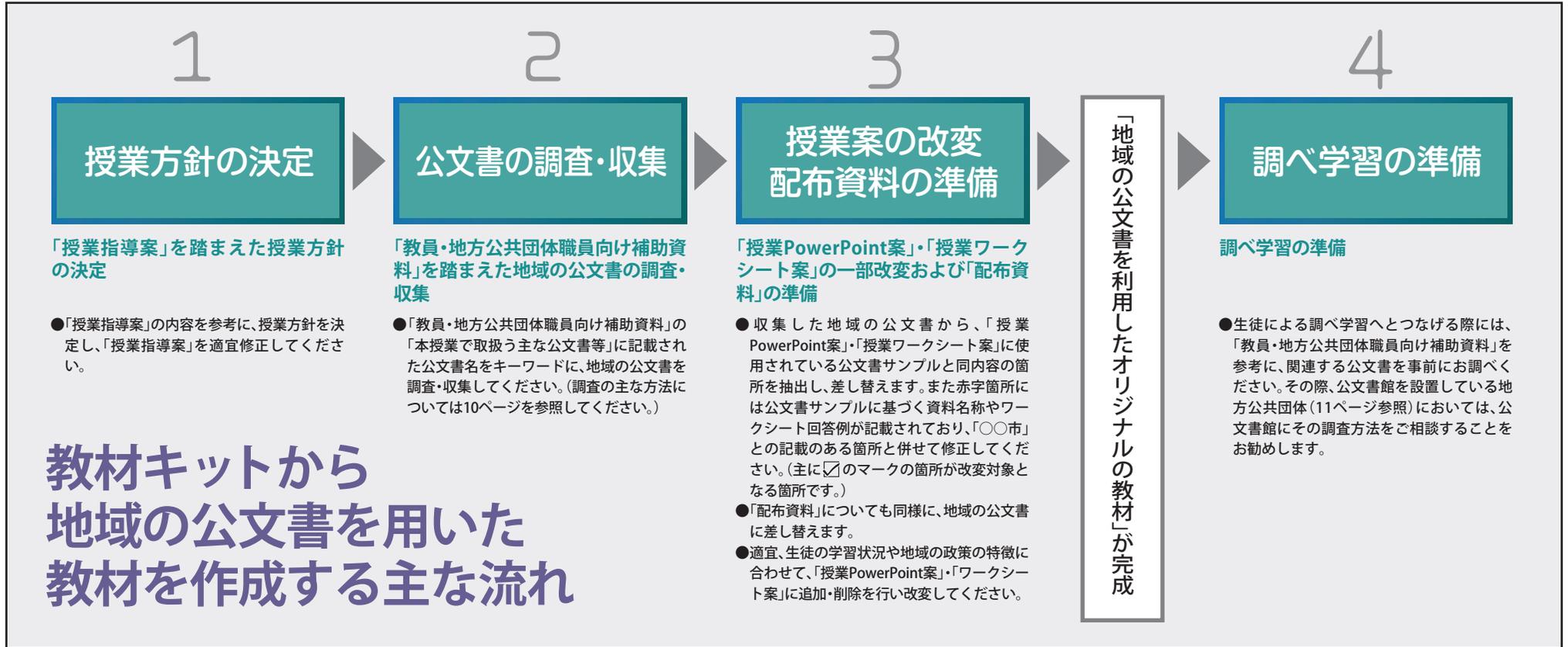
写真(上) : 三鷹市『「三鷹市コミュニティバス将来的なあり方方針(素案)」に対する市民意見(概要)と市の考え方』  
 写真(下) : 府中市「府中市地域防災計画(令和4年修正)【風水害編】」

# 3

## 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」

### 教材キットの使い方

本教材キットでは、キット内の市区町村の公文書の箇所、地域の公文書を差し替えることで、「地域の公文書を用いたオリジナルの教材」が作成できます。



### 教材キットから地域の公文書を用いた教材を作成する主な流れ

#### ● 地方公共団体の情報公開・公文書館担当の職員の皆様へ

- 上記の授業教材を作成する流れについては、教員の皆様を念頭に記載してありますが、地方公共団体の皆様が2～3のプロセスを実施することで、地域の中学校に配布可能な「地域の公文書を利用したオリジナルの教材」が完成します。
- 地域の公文書に差し替える際には、地域の歴史や特徴を踏まえた公文書を選択いただくことで、より地域の事情に適した教材となります。

## ■ 本教材キットに含まれる授業テーマと概要

### ① 「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう

本授業は、地方公共団体が作成している「ハザードマップ」を通じて、生徒に自身の身近な危険を把握させるとともに、高齢者などの「避難行動要支援者」の避難計画を考えることを通じて、地域の防災計画を考えさせることをねらいとしています。

### ② ごみ袋の有料化にあなたは賛成？ 反対？

本授業は、ごみ袋の有料化という生徒にとって身近な社会問題について、公文書をはじめとする資料の読解と、賛成・反対に分かれた討論（ディベート）を通じて、理解を深めるとともに、地方自治に主体的に参加する意識を醸成することをねらいとしています。

### ③ 「赤字」バスに補助金は必要ですか？

本授業は、コミュニティバスの「赤字」路線に焦点を当て、公文書をはじめとする資料の読解により、利用状況を調べ、グループワークを通じて、市民のニーズに合った路線の改革案を議論し、自治体の支出の在り方を考察することをねらいとしています。

## コラム：追加調査の方法

### ① 地方公共団体のウェブページを検索する。

近年、地方公共団体ではウェブページを通じて様々な情報発信を行っています。本授業で取扱う公文書は、法令により作成が定められたものも多く、それらのほとんどは地方公共団体のウェブページ上で閲覧ができます。なお本教材キットでは「教員・地方公共団体職員向け補助資料」の「本授業で取扱う主な公文書等」欄に関連する公文書名を記載しています。例えば、「〇〇市」、「地域防災計画」（あるいは「防災計画」）と検索することで、ウェブページ上ですぐに見つけることができます。

### ② 公文書館などの施設を訪問して調査する。

地方公共団体一部では、公文書館（歴史館）が設置されています（11ページ「地域の公文書館一覧」参照）。公文書館には、地域の歴史を物語る歴史的な公文書が保存されており、閲覧室において公文書の閲覧をすることができます。また、公文書館の専門職（アーキビスト）に探している情報や文書の所在を相談することで、すぐに情報や文書が見つかることも多いです。公文書館が設置されていない市区町村では、情報公開窓口などに併設された市政資料室（市政情報室など）や、図書館の地域資料（郷土資料）コーナーに地域の公文書が保管されていることもあります。

### ③ 地方公共団体に対して情報公開請求を行う。

地方公共団体には情報公開窓口が設置されています。上記のウェブページや公文書館などで探している情報や文書が見つからない場合には、情報公開窓口へ問合せ、場合によっては情報公開請求を実施することが必要です。情報公開窓口で問合せることで、窓口の職員や各担当部署の職員から具体的な情報を得られる場合も多く、「実はウェブページ上にその情報は掲載されている」、「情報提供として資料を提供する」など、実際に情報公開請求には至らず、情報や文書を得られることも多くあります。

※情報公開請求や、公文書館において利用請求する場合の注意事項

公文書には、個人情報や公共の安全に関する情報などが記載されている場合があります。そうした情報には利用の制限が課されています。そのため、事前にそうした情報が記載されているかどうか確認をする必要があり、利用するまでに時間を要することがあります。



## 地域の公文書館一覧 (国立公文書館ウェブページ「関連リンク」参照)

### ■ 市区町

名称	所在地	電話番号
横手市公文書館	〒013-0006 秋田県横手市新坂町2番74号	0182-23-9010
大仙市アーカイブズ	〒019-2335 秋田県大仙市強首字上野台1-2	0187-77-2004
常陸大宮市文書館	〒319-2226 茨城県常陸大宮市北塩子1721	0295-52-0571
小山市文書館	〒323-0031 栃木県小山市八幡町2-4-24	0285-25-7222
芳賀町総合情報館	〒321-3307 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南1-1-1	028-677-2525
中之条町 歴史と民俗の博物館「ミュゼ」	〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町947-1	0279-75-1922
久喜市公文書館	〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-1	0480-23-5010
八潮市立資料館	〒340-0831 埼玉県八潮市大字南後谷763-50	048-997-6666
板橋区公文書館	〒173-0001 東京都板橋区本町24-1	03-3579-2291
武蔵野ふるさと歴史館	〒180-0022 東京都武蔵野市境5-15-5	0422-53-1811
ふるさと府中歴史館	〒183-0023 東京都府中市宮町3-1	042-335-4393
藤沢市文書館	〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町12-6	0466-24-0171
寒川文書館	〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山135-1	0467-75-3691
上越市公文書センター	〒943-0595 新潟県上越市清里区荒牧18番地 清里区総合事務所内	025-528-3110
富山市公文書館	〒939-2798 富山県富山市婦中町速星754番地	076-465-3530
金沢市公文書館	〒920-0863 石川県金沢市玉川町2-2	076-254-0611
長野市公文書館	〒380-0928 長野県長野市若里6-6-2 長野市若里分室内	026-224-0701
松本市文書館	〒390-0837 長野県松本市鎌田2丁目8番25号	0263-28-5570
上田市公文書館	〒386-0413 長野県上田市東内2564-1	0268-75-6682
須坂市文書館	〒382-0013 長野県須坂市大字須坂812-2 旧上高井郡役所内	026-285-9041
東御市文書館	〒389-0404 長野県東御市大日向337番地 北御牧庁舎	0268-67-3312
安曇野市文書館	〒399-8211 長野県安曇野市堀金烏川2753番地1	0263-71-5123
長和町文書館	〒386-0701 長野県小県郡長和町和田147-3 長和の里歴史館	0268-88-0030

名称	所在地	電話番号
小布施町文書館	〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491-2	026-214-9114
高山市公文書館	〒506-0101 岐阜県高山市清見町牧ヶ洞2447	0577-32-3333
磐田市歴史文書館	〒438-0292 静岡県磐田市岡729-1	0538-66-9112
守山市公文書館	〒524-8585 滋賀県守山市吉身3-6-3	077-514-1050
尼崎市立歴史博物館	〒660-0825 兵庫県尼崎市南城内10-2	06-6482-5246
高松市公文書館	〒769-0192 香川県高松市国分寺町新居1298国分寺総合センター2階	087-874-4147
三豊市文書館	〒768-0103 香川県三豊市山本町財田西375番地	0875-63-1010
西予市城川文書館	〒797-1701 愛媛県西予市城川町土居335番地	0894-82-1117
太宰府市公文書館	〒818-0110 福岡県太宰府市御笠五丁目3-1	092-921-2322
天草市立天草アーカイブズ	〒863-0041 熊本県天草市志柿町6335	0969-27-5500
北谷町公文書館	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	098-982-7739

### ■ 政令市

名称	所在地	電話番号
札幌市公文書館	〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西2-5-2	011-521-0205
川崎市公文書館	〒211-0051 神奈川県川崎市中原区宮内4-1-1	044-733-3933
相模原市立公文書館	〒252-5192 神奈川県相模原市緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所 第2別館3F	042-783-8053
新潟市文書館	〒950-3313 新潟県新潟市北区太田862番地1	025-278-3260
名古屋市市政資料館	〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-3	052-953-0051
大阪市公文書館	〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江4-3-14	06-6534-1662
神戸市文書館	〒651-0056 兵庫県神戸市中央区熊内町1-8-21	078-232-3437
広島市公文書館	〒730-0051 広島県広島市中区大手町4-1-1 大手町平和ビル6-8階	082-243-2583
北九州市立文書館	〒803-0814 福岡県北九州市小倉北区大手町11-5	093-561-5558
福岡市総合図書館	〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜3-7-1	092-852-0600

授業サンプルと改変のポイント 『「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう!』の場合

# 1. 授業指導案

## 〔改変の主なポイント〕

- 教員自身の授業方針に則り、改変してください。(本授業指導案を参考とせず、PowerPoint案やワークシート案の一部のみご利用いただいても、何も問題はございません)
- 授業指導案に沿って授業展開をされる際には、主として「4. 授業展開案」のなかにある☑欄が各市区町村の公文書を活用する箇所となります。当該地域の公文書の内容に応じて改変してください。

**1. 本授業のねらい**

本授業のねらいについて提示。授業で取り上げる社会的な課題の背景や日本の取り組みについて概説するとともに、そうした社会課題について考察することで、生徒が修得する「社会的な見方・考え方」について提示しています。

**2. 本授業で修得を目指す『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力』、『主体的に学習に取り組む態度』**

授業の主な流れと、授業を通じて修得を目指す「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」について一覧により提示。本教材キットの授業案では、共通して、以下の修得を目指し構成しています。

知識・技能	PowerPointを通じた講義により当該テーマの基礎的知識を、公文書の読解を通じて情報処理の技能を修得させる。
思考力・判断力・表現力	ワークシートの作成・グループワーク・ディベート等を通じて、当該テーマについて「効率」「公正」「選択」などの見方・考え方を働かせて考察することで、思考力・判断力を養い、自らの意見を根拠をもって発表させることで表現力を養う。
主体的に学習に取り組む態度	身近な社会課題をテーマに、ワークシートやグループワークに取り組むことで、主権者として地域の課題解決に主体的に取り組む態度、地方自治に参加する意識を育む。

**3. 事前準備**

授業時の配布資料やグループワークなどのための班分けなど、事前準備の内容を提示。授業時に必要な資料(公文書)の名称が記載されており、教材キットの改変に際して参考としてみてください。

授業サンプル 1\_授業指導案

「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう!

～身近な危険を把握し、地域の防災計画を考えよう!～

1. 本授業のねらい

本授業は、地方公共団体が作成している「ハザードマップ」を通じて、生徒に自身の身近な危険を把握させるとともに、高齢者などの「避難行動要支援者」の避難計画を考察することを通じて、自身と家族が暮らす地域の防災計画、さらには地方公共団体の役割を考えさせることをねらいとしている。

近年、毎年のように全国各地において自然災害が頻発しており、その損害は甚大である。そうした被害を背景に、平成23年には「津波防災地域づくりに関する法律」が制定され、平成27年には水防法が改正され、市町村には、浸水想定区域等の危険や避難方法等について住民等に周知するため、所定の事項を記載した印刷物(ハザードマップ)を作成することが義務づけられている。ハザードマップの整備が進む一方で、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残される等、作成・配布されたハザードマップを住民が確認していなかった、あるいは記載されている情報が住民の避難行動に直接結びつかなかった状況も指摘されている。

地域社会が直面している防災の問題について、ハザードマップをはじめとする地域の公文書を教材として、資料を読み解き理解を深めるとともに、グループワークを通じて課題解決に向けた議論を進め、地方自治への住民参加の意識の醸成を図ることをねらいとしている。また日々更新されていくハザードマップの最新の情報を住民に届けていくのかという課題について、各地で防災講演会や避難訓練など様々な試み<sup>1)</sup>があるが、中学生が授業を通じて理解を深め、祖父母を含め家族に伝えることが出来れば、中学生だけでなく、家族を含めた住民への情報の発信につながるかと考えられる。

2. 本授業で修得を目指す「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」

本授業では、まずハザードマップに関する基礎的知識を身に付けたくうえで、ハザードマップの分析を通じて、生徒にとって身近な自宅～通学路～学校に至る危険箇所の確認を行う。その後、グループワークにより高齢者などの「避難行動要支援者」の避難計画を考察することを通じて、地域全体の防災計画の考察へとつなげる。最後に各グループが立案した計画を発表し、その計画の妥当性について議論を深める。

本授業で修得を目指す「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」と指導のポイントは下記の通りである。

知識・技能	・自然災害の頻発に伴いハザードマップが作成・更新されている背景を理解させるとともに、ハザードマップの内容を考察し、防災に関する基礎的知識を身に付けさせる。 ・ハザードマップをはじめとする地方公共団体の公文書等の分析を通じて、様々な資料から自身の判断に必要な情報を得る取捨選択する技能を身に付けさせる。
思考力・判断力・表現力	・ハザードマップと対照しながら、普段目にする通学路の地形や雨天等の条件を踏まえた危険性について多面的・多角的に考察することで、地図を読み込む思考力、危険を想定する判断力を身に付ける。 ・グループワークを通じて、「避難行動要支援者」の避難計画の課題を見出し、「効率」「公正」「選択」などの見方・考え方を働かせて議論するなかで、思考力・判断力を養うとともに、ワークシートの作成や発表を通じて、自身やグループで作成した計画を適切に表現させる。
主体的に学習に取り組む態度	・高齢者という生徒にとって身近な祖父母を含む「避難行動要支援者」の避難計画を考察することを通じて、地域の防災への関心を高める。 ・グループワークを通じて、地方公共団体の防災政策を検討することで、地方自治の課題について主体的に関わらせようとする。また地域の政策として考察する際に、「公正」「効率」とともに社会的弱者に配慮した計画立案の必要性を意識させる。

3. 事前準備

- (1) 資料準備
- 生徒への配布資料として、ワークシート及びハザードマップ(全図)、地域防災計画のうち市内における近年の浸水被害状況が分かる資料を用意する。
  - グループワークにおいてグループごとに使用する配布資料として、市内の高齢者施設・高齢者の多い住宅街などを中心にハザードマップの一部をコピー(あるいは拡大した地図を、グループの数だけ用意する。
- (2) グループワーク分け
- グループワークのため、掃除の担当班を軸に4～6人程度のグループを形成する。

<sup>1)</sup> 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月令和3年12月一部改定)

<sup>2)</sup> 国土交通省「水害ハザードマップの利活用事例集」(2019.7版)

授業サンプルと改変のポイント 『ハザードマップ』を活かした防災計画を考えよう! の場合

4. 授業展開案

「導入→展開→整理」に至る授業の展開案を提示。展開案はPowerPoint案のスライドと結びついており、「学習内容」欄や「提示資料欄」とPowerPoint案を照らし合わせることで授業の流れを確認することができます。「学習内容」欄には生徒に指示する具体的な作業内容が、「留意点」欄には生徒への発問やヒント、注意事項が記載されています。

5. 評価のポイント

生徒への評価のポイントとして、授業内のワークシートへの取り組みや、グループワーク・ディベートなどの議論の際に留意すべき観点を提示。

4. 授業展開案

	学習内容	学習活動	留意点	提示資料
導入10分	1. ハザードマップとは何だろうか。 2. ハザードマップは誰が作成しているのだろうか。 3. 2つのハザードマップを見比べよう! 4. 近年の自然災害の発生と水害	・切資料1 ハザードマップを配布し、ハザードマップを見ながら、その特徴を理解する。 ・PowerPointを見ながら、ハザードマップの作成者が地方公共団体であることを確認する。 ・国・地方公共団体がハザードマップを作成している意図を考える。 ・2つのハザードマップを見比べその違いを観察する。 ・ハザードマップに示される浸水被害地域が拡大した理由を考える。 ・近年の日本で発生した水害とその被害を考える。	・自宅や学校周辺の状況に留意させる。 ・自宅で見ることがあるかどうかを確認する。 ・色の違いに注目させ、推定される浸水被害地域の広がりを確認する。 ・生徒自身に最近の水害について答えさせる。	PowerPoint1～2頁 切資料1 ハザードマップを配布 PowerPoint3頁 国土交通省「ハザードマップポータルサイト」をもとに生徒たちが住む地方公共団体のマップをタブレット等で確認する。 PowerPoint4頁 2枚のハザードマップを見比べる。 PowerPoint5～6頁 ※適宜、最新の水害についてニュースなどを取り上げ紹介する。
展開45分	5. ○○市の近年の水害の発生状況を知ろう! 6. ハザードマップを活用して通学路の危険箇所を確認しよう 7. ○○市の防災計画を考えよう 8. ○○市の防災計画を考えよう【グループワーク】 9. 発表	・切資料2を配布し、生徒の身近な市で近年発生した水害について、ワークシート課題1に箇条書きでまとめる。 ・ワークシートとハザードマップを用い、自宅と学校、通学路の「浸水の深さ」を調べ、身近な危険箇所と避難場所を確認し、ワークシート課題2にまとめる。 ・PowerPointを見ながら、地方公共団体の避難指示と避難のタイミングについて考える。 ・PowerPointを見ながら、内閣府「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート(最終とりまとめ)」(令和2年3月)に見る「避難行動要支援者」への対策の必要性を考える。 ・ワークシートの「避難行動要支援者」の避難計画を考える。考えた内容をワークシート課題3(1)にまとめる。 ・グループの代表者が発表する。 ・他のグループの意見・アイデアをワークシート課題3(2)にメモする。	・床上浸水や床下浸水、がけ崩れなど被害件数の多い事案に注目させる。 ・必要な情報を読み取ることが意識させる。 ・生徒が普段生活する自宅～通学路～学校の間の危険性に注目させ、何が水害につながるやすいか考えさせる。(河川や、縁台によって内水氾濫の危険箇所に注目させる。) ・高齢者等の避難が一時的に設定されている点に注目させる。 ・ハザードマップを用いた学習が水害対策の一つであることを紹介し、家族や友人と先に確認した情報を共有することの大切さを伝える。 ・計画を考えたうえで以下の点に注目させる。①危険箇所、②避難場所、③避難のタイミング、④高齢者の避難に当たっての注意事項、⑤その他避難をスムーズに進めるために可能な取組 ・高齢者施設や高齢者の住む住宅の場所にも注目させる。 ・地域の政策としての「公正」・「効率」とともに社会的弱者に配慮した計画を立案するよう示唆する。 ・発表者の補足を行うとともに、重要な発言【を抜きまとめる。	PowerPoint7頁 切資料2(地域防災計画のうち近年の水害の発生状況が分かる箇所)を配布する。 ※水害の多い地域については適宜、過去の被害状況を示した写真などを提示する。 PowerPoint8～10頁 切資料2とワークシートを用いる PowerPoint11～12頁 PowerPoint13頁 切資料2の一部を配布する。 PowerPoint14頁
整理5分	10. まとめ	・高齢者の避難計画に必要な取組について、ワークシート課題4にまとめる。 ・他のグループや自身のグループのよいアイデアを参考にしよう助言する。 ・防災計画の立案を通じて地方公共団体の役割と、住民として地方自治に参加することの意義を考えさせる。		PowerPoint14～15頁

5. 評価のポイント

・生徒自身が住む○○市の水害および防災計画の状況について資料から情報を適切に把握し、立案した高齢者の避難計画が「公正」・「効率」の見方・考え方を踏まえているか。

■ 授業サンプルと改変のポイント 「『ハザードマップ』を活かした防災計画を考えよう!」の場合

## 2. PowerPoint案

〔改変の主なポイント〕

- 欄の公文書を各市区町村の同様の公文書に差し替えてください。
- 生徒や当該地域の事情に合わせ、スライドの追加・削除をしてください。

欄を各市区町村の公文書に差し替え

### 「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう!



～身近な危険を把握し、地域の防災計画を考えよう!～

### ハザードマップは誰が作成しているだろうか?

平成23年 津波防災地域づくりに関する法律の制定

平成27年 水防法の改正

→市町村は、水防法に基づき、浸水想定区域等について住民等に周知するため、所定の事項を記載した印刷物(ハザードマップ)を作成することが義務化

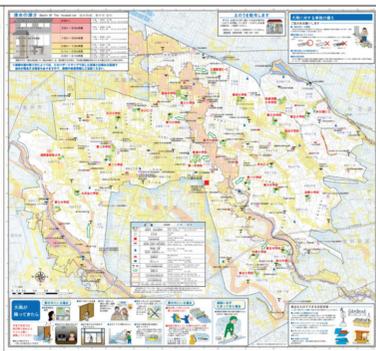
地方公共団体が作成し、公表

国土交通省が公開している「ハザードマップポータルサイト」  
(<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)



### ハザードマップとは何だろうか?

三鷹市 浸水ハザードマップ



ハザードマップは、一般的には自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの。災害時の避難や防災学習、土地利用の検討などに活用。

どこに家を買うか。どこにお店を構えるかなどの判断に利用。

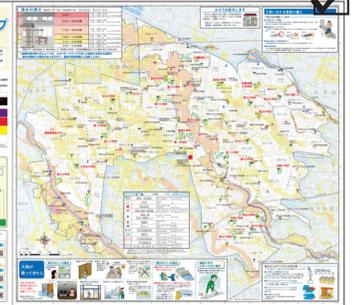
※ハザードマップは防災情報マップ、災害避難地図などの呼ばれ方をすることも有る。

### 2つのハザードマップを見比べよう! ～マップの違いは何だろうか～

三鷹市 浸水ハザードマップ



三鷹市 浸水ハザードマップ



(出典：三鷹市浸水ハザードマップ (左：第6版(平成31年2月)、右：第9版(令和4年12月))

# 3 教材キットの使い方 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」

## 授業サンプルと改変のポイント 『ハザードマップ』を活かした防災計画を考えよう! の場合

社会的課題の背景や全国の状況に関するスライドは、改変せず活用可能

### 近年の自然災害の発生と水害(1)

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

■ 近年の水害による被害額  
 平成29年 約5,360億円  
 平成30年 約1兆3,500億円  
 (平成30年7月豪雨の被害額は約1兆1,580億円で単一の豪雨災害として統計開始以来最大の被害額)  
 令和元年 約2兆1,800億円 (統計開始以来過去最高)  
 令和2年 約6,600億円  
 令和3年 約3,700億円(暫定値)  
 (参照:国土交通省報道発表資料)

(出典:国土交通省「ガイドライン策定後における内水浸水対策の取組状況」)

地域の被害状況を踏まえた写真やデータに差し替え

### 〇〇市の近年の水害の発生状況を知ろう!

【三鷹市における浸水被害の発生状況】

被害発生日	被害件数				合計
	床上浸水	床下浸水	地下浸水	崖崩れ	
平成17年9月4日	122	64	57	1	244
平成18年9月11日	10	1	2	-	13
平成19年7月29日	4	5	10	-	19
平成23年8月26日	6	18	-	-	24
平成26年6月24日	44	10	7	-	61
平成29年8月19日	2	7	-	-	9
平成30年8月13日	4	6	-	-	10
平成30年8月27日	2	3	-	-	5

【資料を読み、ワークシートに取り組もう!】  
 資料1を読み、〇〇市で近年発生した水害について、ワークシート「1. 〇〇市における水害の発生状況について」に箇条書きでまとめよう!

【回答例】  
 ・令和元年10月の台風第19号により野川の水位が約4時間にわたり氾濫危険水位を超過した。  
 ・三鷹市として、初めて避難勧告が約600人に発令された。

(出典:『三鷹市地域防災計画【風水害編】』(令和3年改訂))

地域の公文書を踏まえたワークシートの課題や回答例に改変

### 近年の自然災害の発生と水害(2)

番号	災害名(期間)	主な被災地(特別警報が発表された都道府県)	人的被害(人)			住宅被害(棟)				
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
1	6月29日からの大雨(6/29~7/2頃)	関東・中部・九州			4		1	12	2	15
2	令和2年7月豪雨(7/3~31頃)	東北・中部・九州(大雨特別警報:長野・岐阜・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島)	84	2	82	1624	4529	2125	1746	6230
3	8月6日からの低気圧及び前線に伴う大雨(8/6~9頃)	北海道・中国			4			24	12	54
4	台風9号(8/31~9/3頃)	中国・九州			34	5	7	104		35
5	台風10号(9/4~7頃)	中部・九州	3	3	110	7	43	1680	31	252
6	台風12号(9/23~25頃)	近畿				1		2	6	35
7	台風14号(10/7~11頃)	関東・中部・近畿(大雨特別警報:東京)			3			15		

(出典:総務省消防庁『防災白書』(令和3年度版)97頁をもとに作成)

### ハザードマップを活用し、通学路の危険箇所を確認しよう(1)

【ワークシートに取り組もう!】  
 (1)ハザードマップを用い、自宅と学校、通学路の「浸水の深さ」を調べ、身近な危険箇所を確認しよう!

浸水の深さ	Depth Of The Inundation	浸水の深	浸水の深さの範囲
2階の軒下まで浸水する程度	5.0m~	5.0m~ Under 10.0m	5.0m~不足5.0m 5.0m~10.0m未満
2階の軒下まで浸水する程度	3.0m~5.0m未満	3.0m~ Under 5.0m	3.0m~不足3.0m 3.0m~5.0m未満
2階の床まで浸水する程度	1.0m~3.0m未満	1.0m~ Under 3.0m	1.0m~不足1.0m 1.0m~3.0m未満
大人の膝までつかれる程度	0.5m~1.0m未満	0.5m~ Under 1.0m	0.5m~不足0.5m 0.5m~1.0m未満
大人の膝までつかれる程度	0.1m~0.5m未満	0.1m~ Under 0.5m	0.1m~不足0.1m 0.1m~0.5m未満
大人の膝までつかれる程度	0.0m~0.1m未満	0.0m~ Under 0.1m	0.0m~不足0.0m 0.0m~0.1m未満

想定された「浸水の区域」や「浸水の深さ」は、雨の降り方や河川、下水道の整備状況などにより変化することがあります。  
 ※実際の雨の降り方によっては、このハザードマップで示した区域とは異なる区域で浸水が発生する場合がありますので、最新の気象情報にご注意ください。

【回答例】  
 ・自宅 : 0.1m~0.5m未満  
 ・学校 : 0.1m~0.5m未満  
 ・通学路 : ほとんどが0.1m~0.5m未満だが、一部〇〇橋の付近が1.0m~3.0m未満の箇所がある。  
 ・【まとめ】身近な危険箇所 : 〇〇橋と〇〇川沿いの道に浸水、〇〇坂付近に土砂崩れの可能性がある

(出典:三鷹市浸水ハザードマップ(第9版))

授業サンプルと改変のポイント『「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう!』の場合

ハザードマップを活用して通学路の危険箇所を確認しよう(2)

【ワークシートに取り組もう!】

(2)ハザードマップを用い、自宅や通学路付近の避難場所を確認しよう!

■避難場所のマーク



(出典：内閣府ウェブサイト「避難場所等の図記号の標準化の取組」)



身近にある避難場所の記号を確認しよう。

【回答例】  
・自身が利用する可能性のある避難場所：〇〇中学校

授業時間や生徒の負担を考慮して、ワークシートの課題を追加・削除

ハザードマップを活用して通学路の危険箇所を確認しよう(3)

避難はどのタイミングですべきだろうか?

警戒レベル	状況	避難情報等
5	災害発生または切迫	緊急安全確保 <sup>※1</sup> (三農市が発令)
4	災害のおそれ高い	避難指示 (三農市が発令)
3	災害のおそれあり	高齢者等避難 <sup>※2</sup> (三農市が発令)
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発令)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁が発令)

※1 区市町村が発令する状況に把握できるものではない。地域の理から、避難については必ず発令される情報はありません。  
※2 警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じて自らの行動を判断したり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

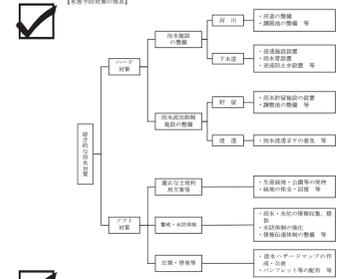
市が発令する「避難指示」に従い高齢者等がいる場合は「高齢者等避難」に従い避難を開始する。

(出典：三農市浸水ハザードマップ(第9版))

地域の公文書を踏まえた内容に改変

〇〇市の防災計画を考えよう!(1)

■〇〇市の防災計画を知ろう!



〇〇市の水害対策

【ハード対策】

- ・河川の改修
- ・下水道の整備・拡充
- ・雨水流出抑制施設の設置 (短時間の多量流出の抑制)

【ソフト対策】

- ・警戒・水防体制の確立
- ・浸水ハザードマップによる広報・啓発

(出典：『三農市地域防災計画【風水害編】』(令和3年改訂))

〇〇市の防災計画を考えよう!(2)

■社会問題として高齢者など「避難行動要支援者」の逃げ遅れへの対策を考えよう!

・内閣府「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート(最終とりまとめ)」(令和2年3月)に見る「避難行動要支援者」への対策の必要性

○台風第19号においては、高齢者や障害者等(要配慮者)の避難に課題があった。全体の死者(84名)のうち65歳以上高齢者は約65%であり、また、自宅での死者(34名)のうち65歳以上高齢者は79%であった。また、障害のある方の避難が適切になされなかった事例もあった。

○災害発生時の避難行動について特に支援を要する者(避難行動要支援者)については、実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年の災害対策基本法改正において、**避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられた**。現状、避難行動要支援者名簿は98.9%の市町村において作成が完了している。(…中略…)

○避難行動要支援者一人ひとりに合った支援体制を確保するためには、具体的な避難支援の方法等について「個別計画」(避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府(防災担当))において位置付け)を策定しておくことが重要となるが、令和元年6月1日時点において、**名簿に記載された支援者全員について個別計画を策定済みとなっている市町村は12.1%、一部の支援者について策定済みとなっている市町村は50.1%と策定が進んでいない**。また、避難行動要支援者とのつながりが希薄かつ医療・福祉の専門知識を十分に有しない地域住民に個別計画の策定を頼っている現状においては、実効性のある計画の策定は困難となっている。

(出典：内閣府「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート(最終とりまとめ)」(令和2年3月)60頁)

■ 授業サンプルと改変のポイント 「『ハザードマップ』を活かした防災計画を考えよう!」の場合

### 〇〇市の防災計画を考えよう! (3) 【グループワーク】

■ 社会問題としての高齢者など「避難行動要支援者」の逃げ遅れへの対策を考えよう!

【現在の問題】

- ・高齢者などの「避難行動要支援者」の逃げ遅れへの対策が必要。
- ・対策として避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられているが、十分活用されていない。
- ・避難行動要支援者には「個別計画」策定が求められているが、その対策は十分に進んでいない。

【グループワーク:地域の「避難行動要支援者」の避難計画を考え、市に提案しよう!】

・各グループには、ハザードマップの一部が配布されています。グループで当該地域の高齢者の避難計画を考えよう。話し合いに際しては以下の点に注目しよう。後ほど、各グループに発表してもらいます。

- ①危険箇所(水害時に想定される危険)
- ②避難場所(避難場所までの順路)
- ③避難のタイミング
- ④高齢者の避難に当たっての注意事項
- ⑤その他避難をスムーズに進めるために可能な取組

13

### 参考資料

【参考資料】



・〇〇市ハザードマップ(第〇版)

・〇〇市地域防災計画【風水害編】(令和〇年)

・国土交通省「ハザードマップポータルサイト」(<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)

・国土交通省「ガイドライン策定後における内水浸水対策の取組状況」

・内閣府「避難場所等の図記号の標準化の取組」

・内閣府「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート(最終とりまとめ)」(令和2年3月)

・総務省消防庁『防災白書』(令和3年度版)

【教材キット作成者】倉方慶明(東京外国語大学文書館)

【謝辞】本研究は、日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けたものです。

15

### 〇〇市の防災計画を考えよう! (4) 【発表・まとめ】

■ 発表 :他のグループの意見を聞いて、興味深い意見・アイデアをワークシートにメモしよう。



【回答例】

- ・〇班の〇〇のアイデアは、どの地域にも活用できる。

■ まとめ :〇〇市における高齢者の避難計画と必要な政策を市長に提案しよう!

ワークシートに有効と考える避難計画と、必要な政策を書こう。



【回答例】

- ・市の予算には限りがあるため、〇〇市内全域で高齢者の避難に関する個別計画を作成することは困難である。〇〇地域は、〇〇川に近い一方で、高齢者も多いため、重点的に個別計画の作成を進めるべきだ。

14

参考資料のうち省庁が作成した教科書・ガイドラインは調べ学習に活用可能

各生徒の意見を発表・議論し、クラス全体での提案書の作成やさらなる調べ学習につなげることも可能

授業サンプルと改変のポイント 『「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう!』の場合

# 3. ワークシート案・配布資料案・補助資料

## 〔改変の主なポイント〕

- 生徒や当該地域の事情に合わせ、ワークシートの課題の追加・削除をしてください。
- 公文書を用いた資料読解については、生徒の技能の向上に必要な作業とは思いますが、時間を要する可能性の高い作業です。適宜、削除あるいは生徒への配布資料やワークシートの対象から除外し、教員がPowerPointスライドにより内容を紹介するなど対応してください。
- 配布資料案は、各市区町村の公文書に差し替えてください。

授業時間や生徒の負担を考慮してワークシートの課題を追加・削除



第2章 市の概況

第1節 気象の概況

第2節 風水害の概況

各市区町村の公文書に差し替え

**〔補助資料の構成と概要〕**  
補助資料では、授業指導案・PowerPoint案で用いた公文書の特性や関連する資料の所在について記載。「調べ学習」等へと授業を発展する際の参考にしてください。

授業サンプル1ワークシート 組: \_\_\_\_\_ 番号: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

### 「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう!

課題1 ○○市における近年の水害の発生状況を調べよう!  
資料1を読み、○○市で近年発生した水害について、箇条書きでまとめよう!

課題2 ハザードマップを活用して通学路の危険箇所を確認しよう。調べた成果は家族・友人と共有しよう!  
(1)ハザードマップを用い、自宅と学校、通学路の「浸水の深さ」を調べ、身近な危険箇所を確認しよう!  
(2)ハザードマップを用い、自宅や通学路付近の避難場所を確認しよう!

課題3 ○○市の防災計画を考えよう!  
〔現在の問題〕  
・高齢者などの「避難行動要支援者」の逃げ遅れへの対策が必要。  
・対策として避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられているが、十分活用されていない。  
・避難行動要支援者には「個別計画」策定が求められているが、その対策は十分に進んでいない。

(1)地域の「避難行動要支援者」の避難計画を考え、市に提案しよう!【グループワーク】  
各グループには、ハザードマップの一部が配布されています。グループで当該地域の高齢者の避難計画を考えよう。話し合いに際しては以下の点に注目しよう。後ほど、各グループに発表してもらいます。  
①危険箇所(水害時に想定される危険)、②避難場所(避難場所までの順路)、③避難のタイミング  
④高齢者の避難に当たっての注意事項、⑤その他避難をスムーズに進めるために可能な取組

(2)発表: 他のグループの意見を聞いて、興味深い意見・アイデアをワークシートにメモしよう。

課題4 まとめ :○○市における高齢者の避難計画と必要な政策を市長に提案しよう!  
ワークシートに有効と考える避難計画と、必要な政策を書こう。

# 4

## 「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」

### 教材キットに関する留意事項

#### ■ 本教材キット使用上の注意事項

- ウェブページへの無断転載を固く禁じます。
- 本教材キットのうち、「授業指導案」「授業PowerPoint案」「授業ワークシート案」については、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)および地方公共団体(公文書館等を含む)において使用する場合に限り、複製・変形・翻案することができます。
- 地方公共団体等において、本教材キットをベースに地域の授業教材を作成・頒布する場合には、お手数ですが事前に以下の問合せ先までご連絡ください。
- 本教材キットは2023年2月に作成されたもので、今後追加修正を予定しております。予めご了承ください。



#### ■ 本教材キットに関する問合せ

- 本教材キットへのご質問やご要望については、以下の問合せ先までご連絡ください。ご要望については、キット作成及び修正の参考とさせていただきます。

#### ■ 問合せ先

作成者：倉方慶明(東京外国語大学文書館)  
連絡先：kurakatayoshiaki@tufs.ac.jp

#### 《謝辞》

本研究は、日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けたものです。